

暴走族相談員業務要領の制定について

平成 14 年 4 月 11 日

例規(警・交指)第 45 号警察本部警務部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 14 年 4 月 11 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命に依り通達する。

暴走族相談員業務要領

1 目的

この要領は、千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例（平成 13 年千葉県条例第 50 号。以下「条例」という。）に基づき、千葉県警察が雇用する暴走族相談員の業務に関し、嘱託の取扱いに関する訓令（平成 2 年本部訓令第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 名称

暴走族相談員の業務上の名称は、千葉県警察暴走族相談員（以下「暴走族相談員」という。）とする。

3 業務の内容

暴走族相談員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 14 条第 1 号及び第 2 号に規定する相談
- (2) 暴走族及び暴走行為者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関する広報・啓発活動
- (3) 関係機関・団体との連絡・調整
- (4) その他全各号に付随する業務

4 業務の準拠及び報告

- (1) 業務は、あらかじめ交通部交通指導課長が作成する暴走族相談員業務予定表（別記第 1 号様式）に基づき行うものとする。
- (2) 暴走族相談員は、前記 3 の業務を行った場合は、暴走族相談員活動日誌（別記第 2 号様式）及び相談等受理簿（別記第 3 号様式）を作成し、交通部交通指導課長に報告するものとする。

5 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和 60 年本部訓令第 5 号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

6 プレートの装着

暴走族相談員は、勤務中、「暴走族相談員」と記載のプレート（別図）を左胸上部に装着するものとする。

7 身分の証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の手配に関する訓令（平成 10 年本部

訓令第6号)に定める身分証明書によるものとする。

8 業務推進上の配慮事項

暴走族相談員は、業務を推進するに当たり、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。
- (2) 署等と緊密な連携を図り、業務を効率的に推進すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下別記様式省略